

大口町告示第133号

大口町公共下水道排水区域外の汚水の流入に関する取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年12月24日

大口町長 鈴木雅博

大口町公共下水道排水区域外の汚水の流入に関する取扱要綱の一部を
改正する要綱

大口町公共下水道排水区域外の汚水の流入に関する取扱要綱（平成6年大口町告示第43号）の一部を次のように改正する。

第5条ただし書を削る。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

大口町公共下水道排水区域外の汚水の流入に関する取扱要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
(工事の施工) 第5条 区域外流入に係る工事は、承認工事とする。	(工事の施工) 第5条 区域外流入に係る工事は、承認工事とする。<u>ただし、汚水公共ますを設置する場所が、枝線の敷設道路の端から直近であるときは、汚水公共ますまでを町の単独工事とする。</u>